

香南市建設工事競争入札参加基準（平成27年香南市告示第72号）の一部を改正する告示

新	旧
<p>(入札参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 入札参加者は、別表に規定する建設工事の発注標準額に係る<u>ランク</u>及び当該<u>ランク</u>の直近上位の<u>ランク</u>に属する有資格者とする。ただし、<u>土木一式工事及び建築一式工事を除く。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(土木一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第3条 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める有資格者を参加させることができる。</p> <p>[削る]</p> <p>(1) <u>Bランク工事</u> <u>Aランク</u>の有資格者</p> <p>(2) <u>Cランク工事のうち請負対象金額が1,500万円以上3,000万円未満の場合</u> <u>Aランク及びBランク</u>の有資格者</p> <p>(3) <u>Cランク工事のうち請負対象金額が1,500万円未満の災害復旧工事及び崖崩れ予防工事の場合</u> <u>Aランク及びBランク</u>の有資格者</p> <p>(4) <u>Dランク工事</u> <u>Cランク</u>の有資格者</p> <p>(5) <u>Dランク工事のうち災害復旧工事及び崖崩れ予防工事の場合</u> <u>Aランク及びBランク</u>の有資格者</p> <p>(建築一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第4条 建築一式工事において一般競争入札を適用する場合は、次の</p>	<p>(入札参加者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 入札参加者は、別表に規定する建設工事<u>(土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事を除く。)</u>の発注標準額に係る<u>等級</u>及び当該<u>等級</u>の直近上位の<u>等級</u>に属する有資格者とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(土木一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第3条 土木一式工事において一般競争入札を適用する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める有資格者を参加させることができる。</p> <p>(1) <u>A等級のうち発注予定金額が1億円未満の場合</u> <u>B等級の有資格者</u></p> <p>(2) <u>B等級のうち発注予定金額が2,500万円以上5,000万円未満の場合</u> <u>A等級の有資格者</u></p> <p>(3) <u>C等級のうち発注予定金額が1,000万円以上2,500万円未満の場合</u> <u>B等級の有資格者</u></p> <p>(4) <u>C等級のうち発注予定金額が1,000万円未満の場合</u> <u>D等級の有資格者</u></p> <p>(5) <u>D等級</u> <u>C等級</u>の有資格者</p> <p>[新設]</p> <p>(建築一式工事における入札参加者の特例)</p> <p>第4条 建築一式工事において一般競争入札を適用する場合は、次の</p>

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める有資格者を参加させることができる。

- (1) Bランク工事 Aランクの有資格者
- (2) Cランク工事 Aランク及びBランクの有資格者
- (3) Dランク工事 Aランク、Bランク及びCランクの有資格者

第5条 競争入札を実施する機関は、次に掲げる事項を十分に考慮し、入札参加者を決定しなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 香南市指名停止措置要綱（令和6年香南市告示第86号）による指名停止又は香南市建設工事請負業者指名回避措置基準（平成27年香南市告示第86号）による指名回避の有無

- (5)～(9) (略)

別表（第2条関係）

建設工事の発注標準額に係るランク

- (1) 土木工事一式

<u>ランク</u>	発注標準額
A	<u>1億円</u> 以上
B	<u>3,000万円</u> 以上 <u>1億円</u> 未満
C	500万円以上 <u>3,000万円</u> 未満
D	500万円未満

- (2) 建築一式工事

<u>ランク</u>	発注標準額
A	<u>1億円</u> 以上
B	<u>3,000万円</u> 以上 <u>1億円</u> 未満
C	500万円以上 <u>3,000万円</u> 未満
D	500万円未満

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める有資格者を参加させることができる。

- (1) B等級 A等級の有資格者
- (2) C等級 A等級及びB等級の有資格者
- (3) D等級 B等級及びC等級の有資格者

第5条 競争入札を実施する機関は、次に掲げる事項を十分に考慮し、入札参加者を決定しなければならない。

- (1)～(3) (略)
- (4) 香南市建設工事請負業者指名停止措置要綱（平成18年香南市告示第6号）による指名停止又は香南市建設工事請負業者指名回避措置基準（平成27年香南市告示第86号）による指名回避の有無

- (5)～(9) (略)

別表（第2条関係）

建設工事の発注標準額に係る等級

- (1) 土木工事一式

<u>等級</u>	発注標準額
A	<u>5,000万円</u> 以上
B	<u>2,500万円</u> 以上 <u>5,000万円</u> 未満
C	500万円以上 <u>2,500万円</u> 未満
D	500万円未満

- (2) 建築一式工事

<u>等級</u>	発注標準額
A	<u>5,000万円</u> 以上
B	<u>3,000万円</u> 以上 <u>5,000万円</u> 未満
C	500万円以上 <u>3,000万円</u> 未満
D	500万円未満

(3) 電気工事・管工事・水道施設工事・解体工事

ランク	発注標準額
A	4,500万円以上
B	4,500万円未満

(4) その他の工事 ※上記(1)～(3)以外の業種の工事

ランク	発注標準額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満

(3) 電気工事・管工事・水道施設工事・解体工事

等級	発注標準額
A	500万円以上
B	4,000万円未満

(4) その他の工事 ※上記(1)～(3)以外の業種の工事

等級	発注標準額
A	1,000万円以上
B	1,000万円未満